

品川区居住支援協議会の目的等

1. 居住支援協議会の目的

- ・居住支援協議会（以下、協議会）は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者、以下、要配慮者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものである。
- ・本協議会の目的は、要配慮者が安心して品川区に住み続けられるために、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこととする。特に当面は、高齢者、ひとり親等の居住支援に力を置き、要配慮者の属性によって入居拒否を受けることがないように取組みを行う。
- ・東京都協議会は平成 26 年度に設立され、区市町村や不動産団体、居住支援団体に向けたセミナーの開催、協議会の紹介リーフレットの作成・配布等の取組みを実施し、区市町村協議会の設立・活動を支援する。

2. 構成団体の当面の役割

- ・本協議会は、学識経験者、居住支援団体、不動産関係団体、品川区で構成し、それぞれの役割分担のもと、貸主（賃貸住宅オーナー）と借主（要配慮者）をつなげるための支援を行う。
 - －不動産関係団体は、物件紹介や区で来年度行うセミナー等へ参加して頂くなど、要配慮者の理解促進を図る。
 - －居住支援団体は、安否確認や定期・随時の見守り、生活支援や就労支援等について、具体的な役割を果たせるよう検討を進めて頂く。
 - －区は、それぞれの担当部署で課題の抽出、支援策の検討など協議会での議論を踏まえ進めていく。また、要配慮者や貸主に必要な情報提供を行うとともに、居住支援の必要性について不動産団体、居住支援団体および関係職員の意識啓発を行う。

